

# 診療報酬改定についてのお知らせ

診療報酬改定により、地域包括診療という取り組みが始まっています。特に、慢性疾患については、かかりつけ医を決めて管理をしていくことで、合併症の予防につなげていく必要があります。それに伴い、当院では下記の通り厚生労働省に届出をしております。窓口での会計にも変更がありますのでご了承ください。

## ○地域包括診療加算 (21点)

外来の機能分化の観点から、複数の慢性疾患を有する患者に対し、同意を得た上で継続的かつ全人的な医療を行うことを評価したものです。診療所(外来)と病院(入院)の機能を分けて役割分担することで、負担の分散が可能になることを目指しています。

糖尿病・高血圧・脂質異常症・慢性心不全・慢性腎不全(慢性維持透析以外)・認知症のうち、2つ以上の病名を持つ患者が対象となります。初回算定時に患者さんの同意書が必要となりますので、随時ご説明致します。かかりつけ医としての責任を果たすため、他院での治療や内服等も把握しなければなりませんので、お薬手帳の提出や他院での検査結果等について知らせていただきますようご協力ください。また、介護相談(要介護認定に係る主治医意見書の作成など)・在宅医療の相談(往診可。要相談かつ24時間対応)、予防接種の状況把握と相談、夜間緊急時の電話対応(下記、時間外対応加算参考)を行っております。なお、健康相談も実施しており、それに伴って敷地内は禁煙ですのでご理解ください。

## ○時間外対応加算3 (3点)

標榜時間外において、継続して通院している患者さん(病名問わず)に対して、24時間電話等による問い合わせに応じるというものです。当院または院長携帯へ連絡していただき(連絡先等記載した文書を交付しております)、留守番電話などですぐに応じることができなかった場合においても、速やかにコールバックできるよう体制を整えております。また、休日などの場合でも、市内の救急輪番病院、休日当番医と連携しており、情報提供等で対応できますのでご安心ください。

## ○機能強化加算 (80点) 初診時のみ

外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含むよりの確で質の高い診療機能を評価したものです。かかりつけ医療機能を有する医療機関として、必要に応じ以下の対応を行うことができます。

●患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行い、必要に応じ患者様へ説明を致します。

●専門医師または専門医療機関への紹介を行います。

●健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じております。

●保険・福祉サービスに係る相談に応じております。

●診療時間外を含む、緊急時の対応方法に係る情報提供を行っております。